

指定シンポジウム8

サステイナブルなCST実現のための多角的アプローチ part 2

SA8-4 CSTの基盤となる法的論拠と 遵守が求められる倫理及び行動規範

関西医科大学 北田容章

CSTの基盤となる法的論拠と 遵守が求められる倫理及び行動規範

本講演のスライドは、以下のHPからダウンロード可能です：

<https://www7.kmu.ac.jp/kmucca/>



Google検索で「関西医大」「解剖」から「解剖学」を選択、
そこから臨床解剖教育研究センターのHPへ飛んで下さい

演題発表に関連し、発表者らに開示すべき
利益相反関係にある企業などはありません

抄録

平成24年(西暦2012年)に「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」が日本解剖学会と日本外科学会との共同作業により策定されたことで、本邦においてCSTを行う法的論拠が整備され、全国の大学医学部・歯学部においてCSTが開始されて既に10年以上が経過した。しかし、CSTが死体解剖保存法における法令行為であるかどうか、実は法的には議論がある。「社会的に相応な行為」として行なって初めて、超法規的な違法性阻却事由が成立するという考え方もある。この場合、解剖倫理に基づく行動規範を遵守することが、特に重視されることは言を俟たない。本講演では、CST運営上、遵守すべき法律や倫理指針、ガイドライン、提言、そしてガイダンス等を網羅的に議論するとともに、解剖体を用いた解剖の研究、CST、臨床研究等の倫理審査上必要とされる措置、そしてJACME等による外部評価において提示が求められる解剖体管理情報に関しても言及する。

本講演の全体の流れ

- 外部評価において提示が求められる解剖体管理情報
- 本邦における系統解剖において遵守すべき法律や倫理指針等
- 本邦におけるご遺体を用いた研究やCSTにおいて遵守すべき法律や倫理指針等
- CST管理上のショッキングな事実

○外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○学校教育法(法律)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000026>

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/358AC1000000056>

○献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/358M50000080027>

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)・第190条

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。

⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)・第190条

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。

⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)・第190条

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第三項において「教育研究

(学校教育法 第190条)

大学は、以下のことを行う必要がある

- ・ 自ら点検・評価を行い、その結果を公表する
- ・ 認証評価機関による大学評価基準に従った認証評価を受ける
- ・ 認証評価機関による適合認定を受けよう、教育研究水準の向上を図る

文部科学大臣は、適合認定を受けられなかった大学に対し、
教育研究等状況について、報告又は資料提出を求める

→「大学評価基準に解剖体情報の管理が入った」と認識する必要がある

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合には、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第七条 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

＜献体法＞

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合には、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第七条 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

＜献体法＞

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

＜献体法＞

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したとき
は、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を
作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告
を求めることができる。

他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。
(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

に基づく正常解剖の**解剖体の記録に関する省令**（昭和五十八年**省令**第二十七号）

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭和五十八年五月二十五日法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令を次のように定める。

（解剖体の記録の記載事項）

第一条 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭和五十八年法律第五十六号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する正常解剖の解剖体として受領した死体に関する記録（以下「解剖体の記録」という。）として記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日、年齢及び性別
- 二 死亡の年月日、場所及び原因
- 三 死体の受領の年月日及び場所並びに死体の受領に至るまでの経緯
- 四 遺族その他の死体に関する連絡先となる者の氏名及び住所並びに当該連絡先となる者と死亡した者との関係
- 五 死亡した者が献体の意思を書面により表示していたときは、その旨及び年月日
- 六 正常解剖の開始及び終了の年月日
- 七 火葬の年月日及び場所
- 八 遺骨の返還の年月日及び場所並びに遺骨引取者の氏名及び住所並びに遺骨引取者と死亡した者との関係
- 九 学校長において遺骨を収蔵し、又は埋蔵したときは、その年月日及び場所並びにその理由

（解剖体の記録の保存期間）

第二条 解剖体の記録の保存の期間は、遺骨の返還又は収蔵若しくは埋蔵の日から五年間とする。

附 則

この省令は、昭和五十八年十一月二十五日から施行する。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令（昭和五十八年省令第二十七号）

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭和五十八年五月二十五日法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令を次のように定める。

（解剖体の記録の記載事項）

第一条 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭和五十八年法律第五十六号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する正常解剖の解剖体として受領した死体に関する記録（以下「解剖体の記録」という。）として記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日、年齢及び性別
- 二 死亡の年月日、場所及び原因
- 三 死体の受領の年月日及び場所並びに死体の受領に至るまでの経緯
- 四 遺族その他の死体に関する連絡先となる者の氏名及び住所並びに当該連絡先となる者と死亡した者との関係
- 五 死亡した者が献体の意思を書面により表示していたときは、その旨及び年月日
- 六 正常解剖の開始及び終了の年月日
- 七 火葬の年月日及び場所
- 八 遺骨の返還の年月日及び場所並びに遺骨引取者の氏名及び住所並びに遺骨引取者と死亡した者との関係
- 九 学校長において遺骨を収蔵し、又は埋蔵したときは、その年月日及び場所並びにその理由

（解剖体の記録の保存期間）

第二条 解剖体の記録の保存の期間は、遺骨の返還又は収蔵若しくは埋蔵の日から五年間とする。

附 則

この省令は、昭和五十八年十一月二十五日から施行する。

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

以下の情報を返還・収蔵・埋葬日より5年間保存：

- 一 死亡した者の氏名、生年月日、年齢及び性別
- 二 死亡の年月日、場所及び原因
- 三 死体の受領の年月日及び場所並びに死体の受領に至るまでの経緯
- 四 遺族その他の死体に関する連絡先となる者の氏名及び住所並びに当該連絡先となる者と死亡した者との関係
- 五 死亡した者が献体の意思を書面により表示していたときは、その旨及び年月日
- 六 正常解剖の開始及び終了の年月日
- 七 火葬の年月日及び場所
- 八 遺骨の返還の年月日及び場所並びに遺骨引取者の氏名及び住所並びに遺骨引取者と死亡した者との関係
- 九 学校長において遺骨を収蔵し、又は埋蔵したときは、その年月日及び場所並びにその理由

外部評価において提示が求められる解剖体管理情報

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

以下の情報を返還・収蔵・埋葬日より5年間保存：

一 死亡した者の氏名、生年月日、年齢及び性別

二 死因
三 死因
四 遺体
該連
五 死
び年
六 遺
七 死
八 遺
びに

エクセルと差し込み印刷用ワードのテンプレートを作成しましたので、どうぞご利用下さい：

<https://www7.kmu.ac.jp/kmucca/>

[解剖体管理情報テンプレート-外部評価用.zip](#)



経緯
に当
旨及
折並

九 学校長において遺骨を収蔵し、又は埋蔵したときは、その年月日及び場所並びにその理由

○本邦における系統解剖において遵守すべき法律や倫理指針等

本邦における系統解剖において遵守すべき法律や倫理指針等

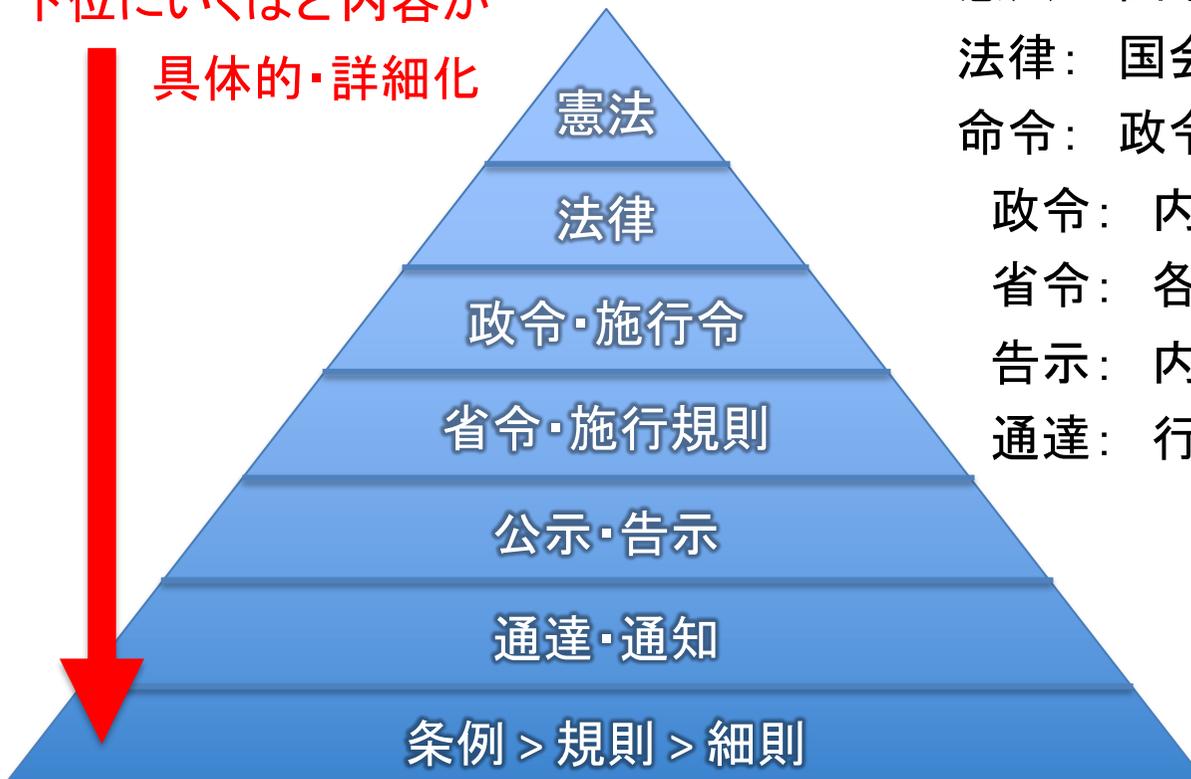
- 解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等
- 解剖に関わる全ての人が遵守すべき学会指針等
- 死体解剖資格申請に関連する法律・指針等
- ご遺体の管理に関連する法律・指針等
- 解剖学担当教授が着任までに熟読すべき指針等

解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等

- 死体解剖保存法(法律)
 - 死体解剖保存法施行令(政令)
 - 死体解剖保存法施行規則(省令)
 - 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
 - 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- } 主に死体解剖資格に関する内容
-
- 刑法190条
-
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
 - 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

日本の法体系

下位にいくほど内容が
具体的・詳細化



憲法： 国家の基本

法律： 国会が制定

命令： 政令・省令・告示

政令： 内閣が制定

省令： 各省が制定

告示： 内閣や内閣府、各省の大臣による周知

通達： 行政同士のやり取り

条例・規則・細則： 地方自治体が定める

条例： 議会が制定する自主法

規則： 首長が制定

細則： 具体的な手続き

解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等

- 死体解剖保存法(法律)
 - 死体解剖保存法施行令(政令)
 - 死体解剖保存法施行規則(省令)
 - 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
 - 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- } 主に死体解剖資格に関する内容
-
- 刑法190条
-
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
 - 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等

○死体解剖保存法(法律)

○死体解剖保存法施行令(政令)

○死体解剖保存法施行規則(省令)

○死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)

} 主に死体解剖資格に関する内容

○死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)

○献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

死体解剖保存法と関連法令等

○死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)

第一条 この法律は、死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学(歯学を含む。以下同じ。)の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 医学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

三 第八条の規定により解剖する場合

四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十号)第二百二十九条(同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)、第六百八十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合

五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六十四条第一項又は第二項の規定により解剖する場合

六 検疫法(昭和二十六年法律第二〇一号)第十三条第二項の規定により解剖する場合

七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第六条第一項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定により解剖する場合

2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二 この法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

四 認定を受けた日から五年を経過したとき。

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3 第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、政令で定める。

第五条及び第六条 削除

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合

二 二人以上の医師(うち一人は歯科医師であつてもよい。)が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諸言の判明するのを待つては、その解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合

三 第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合

四 食品衛生法第六十四条第二項の規定により解剖する場合

五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学に行つてもよい。

第十一条 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めるときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二条 引取者のない死体については、その所在地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)は、医学に関する大学の長(以下「学校長」という。)から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

第十三条 市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

第十四条 第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五条 前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六条 第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に規定する市町村は、滞滞なく、同法所定の手続(第七条の規定による埋火葬を除く。)を行わなければならない。

第十七条 医学に関する大学又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第一〇号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。)の許可を受けなければならない。

2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に當つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十一条 学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に關する諸費、埋火葬に關する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後要したものを負担しなければならない。

第二十二条 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。但し、第二条第一項第一号の認定及び審査会に関する部分は、公布の日から施行する。

2 大学等へ死体交付に関する法律(昭和二十二年法律第九十号、以下旧法という。)及び死因不明死体の死因調査に関する件(昭和二十二年厚生省令第一号、以下旧令という。)は、廃止する。

3 旧令第二条第一項の規定による監察医は、第八条の規定による監察医とみなす。

4 この法律施行の際現に標本として保存されている死体については、第十九条の規定を適用しない。

5 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八条の規定により大学令(大正七年初令第三百八十八号)による大学又は専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第二条第一項第二号、第六条第一項、第十条又は第十二条の規定による大学とみなす。

死体解剖保存法と関連法令等

○死体解剖保存法の施行に関する件(通達)(昭和二十四年六月十五日)(医発第五一九号)

去る第五回国会において標記の法律が可決され、六月一〇日公布された。本法はその一部を除き、公布後六箇月を経て施行されることになっているが、本法は死体の解剖及び保存に関する総括的法規であり、吾が国としてはいわば劃期的なものとも考えられ、且つ又最近死体の解剖、保存等に関して刑事問題等をも惹起した例もあるので、左記の点御諒知の上本法の施行に伴う事務処理については特に遺憾のないようにせられたい。なお本法に基く政令である死体解剖資格審査会令も同じく六月一〇日公布即日施行されたので諒承されたい。

記

- 一 本法は、昭和二二年厚生省令第一号「死因不明死体の死因調査に関する件」を法律に改めるに際し、「大学等へ死体交付に関する法律」の内容をもこれに統合し、更に刑法等との関係を考慮の上その他の必要事項をも規定して死体の解剖及び保存に関する統一的法制として整備したものである。
- 二 死体を解剖し得る者の資格については特に限定はないが、死体の解剖をする場合は、手続上事前に保健所長の許可を要する。而して保健所長は、法第二条第二項に該当する場合でなければ、右の許可を与えてはならないが、許可の具体的基準等については別途明示する予定である。
- 三 前号に述べたように事前の許可が原則であるが、医科大学又は歯科大学の教授が解剖する場合、他の法律に基いて解剖する場合、監察医が解剖する場合等は、特にその解剖を円滑ならしめるため事後の届出をもって足ることとしているが、更にその他死体の解剖について十分な学識技能を有する者についても、その解剖を容易ならしめるため特に厚生大臣による認定の制度を設けている。
- 四 厚生大臣の認定に関する規定は、本法公布と同時に施行されているので、近く省令で認定申請の手続等が定められるとともに、死体解剖資格審査会において認定の基準等も決定される予定である。
- 五 法第二条は、解剖を行う場合の手続的規定であるから、第二条による許可を得ていても、刑法第一九〇条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱する程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することがある。
- 六 法第七条本文は単なる注意的規定であり、従って本条違反に対しては罰則が設けられていない。一般的には遺族の承諾を得ずに解剖すれば死体損壊罪として処罰される可能性が強いと考えられるので、第七条は但書において、死体損壊の違法性が阻却される場合の基準を示したのであり、従って但書に該当する場合は遺族の承諾がなくても死体損壊罪が成立することはないと考えられる。
- 七 「身体の正常な構造を明らかにするための解剖」とは所謂系統解剖を指称するものである。
- 八 第八条において「政令で定める地」とあるのは、差し当りは、従来監察医務を実施していた東京以下七大都市を予定している。
- 九 第一〇条は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従って必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。
- 一〇 第一三条の死体交付証明書は、尊厳な死体の取扱を粗雑にしないために特に交付されるものであるが、同時に学校長の行う埋火葬については、これを埋火葬の許可証と同様の効力があるものとして取扱上の便宜をはかっている。
- 一一 死体の保存については、大学、総合病院等において保存する場合等を除き、一般的には都道府県知事の許可を要することとしたが、本法施行の際(昭和二十四年一月一〇日現在)現に標本として保存されている死体については、改めて都道府県知事の許可を要しないこととしている。

死体解剖保存法と関連法令等

○死体解剖保存法の施行に関する件(通達)(昭和二十四年六月十五日)(医発第五一九号)

去る第五回国会において標記の法律が可決され、六月一〇日公布された。本法はその一部を除き、公布後六箇月を経て施行されることになっているが、本法は死体の解剖及び保存に関する総括的法規であり、吾が国としてはいわば劃期的なものとも考えられ、且つ又最近死体の解剖、保存等に関して刑事問題等をも惹起した例もあるので、左記の点御諒知の上本法の施行に伴う事務処理については特に遺憾のないようにせられたい。なお本法に基く政令である死体解剖資格審査会令も同じく六月一〇日公布即日施行されたので諒承されたい。

記

- 一 本法は、昭和二二年厚生省令第一号「死因不明死体の死因調査に関する件」を法律に改めるに際し、「大学等へ死体交付に関する法律」の内容をもこれに統合し、更に刑法等との関係を考慮の上その他の必要事項をも規定して死体の解剖及び保存に関する統一的法制として整備したものである。
- 二 死体を解剖し得る者の資格については特に限定はないが、死体の解剖をする場合は、手続上事前に保健所長の許可を要する。而して保健所長は、法第二条第二項に該当する場合でなければ、右の許可を与えてはならないが、許可の具体的基準等については別途明示する予定である。
- 三 前号に述べたように事前の許可が原則であるが、医科大学又は歯科大学の教授が解剖する場合、他の法律に基いて解剖する場合、監察医が解剖する場合等は、特にその解剖を円滑ならしめるため事後の届出をもって足ることとしているが、更にその他死体の解剖について十分な学識技能を有する者についても、その解剖を容易ならしめるため特に厚生大臣による認定の制度を設けている。
- 四 厚生大臣の認定に関する規定は、本法公布と同時に施行されているので、近く省令で認定申請の手続等が定められるとともに、死体解剖資格審査会において認定の基準等も決定される予定である。
- 五 法第二条は、解剖を行う場合の手続的規定であるから、第二条による許可を得ていても、刑法第一九〇条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱する程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することがある。
- 六 法第七条本文は単なる注意的規定であり、従って本条違反に対しては罰則が設けられていない。
一般的には遺族の承諾を得ずに解剖すれば死体損壊罪として処罰される可能性が強いと考えられるので、第七条は但書において、死体損壊の違法性が阻却される場合の基準を示したのであり、従って但書に該当する場合は遺族の承諾がなくても死体損壊罪が成立することはないと考えられる。
- 七 「身体の正常な構造を明らかにするための解剖」とは所謂系統解剖を指称するものである。
- 八 第八条において「政令で定める地」とあるのは、差し当りは、従来監察医務を実施していた東京以下七大都市を予定している。
- 九 第一〇条は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従って必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。
- 一〇 第一三条の死体交付証明書は、尊厳な死体の取扱を粗雑にしないために特に交付されるものであるが、同時に学校長の行う埋火葬については、これを埋火葬の許可証と同様の効力があるものとして取扱上の便宜をはかっている。
- 一一 死体の保存については、大学、総合病院等において保存する場合等を除き、一般的には都道府県知事の許可を要することとしたが、本法施行の際(昭和二四年一二月一〇日現在)現に標本として保存されている死体については、改めて都道府県知事の許可を要しないこととしている。

死体解剖保存法と通達からの抜粋、および刑法190条

死体解剖保存法

昭和二十四年法律第二百四号

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第二十二條 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

通達 死体解剖保存法の施行に関する件

昭和二四・六・一五 医発五一九 各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知

五 法第二条は、解剖を行う場合の手続的规定であるから、第二条による許可を得ていても、刑法第百九十条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱する程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することがある。

六 法第七条本文は単なる注意的规定であり、従つて本条違反に対しては罰則が設けられていない。一般的には遺族の承諾を得ずに解剖すれば死体損壊罪として処罰される可能性が強いと考えられるので、第七条は但書において、死体損壊の違法性が阻却される場合の基準を示したのであり、従つて但書に該当する場合は遺族の承諾がなくても死体損壊罪が成立することはないと考えられる。

七 「身体の正常な構造を明らかにするための解剖」とは所謂系統解剖を指称するものである。

九 第一〇条は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従つて必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。

刑法（死体損壊等）

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000204>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6567&dataType=1

死体解剖保存法と通達からの抜粋、および刑法190条

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖をしようとする場合

二 医学に資する目的で解剖をしようとする場合

三 保健所長の許可を得ないで解剖をしようとする場合

四 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

五 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

六 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

七 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

八 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

九 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十一 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十二 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十三 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十四 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十五 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十六 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十七 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十八 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

十九 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十一 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十二 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十三 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十四 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十五 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十六 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十七 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十八 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

二十九 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

三十 第一項の規定による許可を得ないで解剖をしようとする場合

死体解剖保存法における適法の要件

・ 目的は「**医学・歯学の教育又は研究に資すること**」であれば良く、「**解剖学の教育又は研究**」に限定されない

・ **解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授、認定者が行う解剖**
→ 罰則規程あり 「六月以下の懲役又は三万円以下の罰金」

・ **遺族の同意を得ない解剖行為**
→ 罰則規定あり 「三年以下の懲役」

・ 「**解剖**」の範囲を逸脱する行為
→ 罰則規定あり 「三年以下の懲役」

→ ご遺体を用いた解剖行為では、上記の要件を満たす必要がある！

通達 死体解剖保存法第二条

立することは

罪が成立する

六 法第七条

れば死体損壊罪

したのであり

七 「身体」

九 第一〇条

実際上の必要

学自身の教

が解剖す

の規定に

しようす

る。

務局長通知

損壊罪の成

、死体損壊

ずに解剖す

の基準を示

の見地及び

て必ずしも大

刑法（死体損壊等）

第一百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000204>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6567&dataType=1

死体解剖保存法と通達からの抜粋、および刑法190条

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死

し、次の各

一 死体の

る場合

二 医学に

2 保健所

よる許可を

3 第一項

第九条 死

る地の保健

第十条 身

第二十二條

第二十三條

通達 死体解

五 法第二條

立することは

罪が成立す

六 法第七條

れば死体損

したのであり

七 「身体の

九 第一〇條

実際上の必

学自身の教

死体解剖保存法における適法の要件

- ・ 遺族の同意を得ない解剖行為

→ 罰則規定あり 「三年以下の懲役」

通達における記載：

五 刑法第百九十条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得

る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱す

る程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することが

ある。

六 一般的には遺族の承諾を得ずに解剖すれば死体損壊罪として処

罰される可能性が強いと考えられる。

刑法（死体損壊等）

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000204>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6567&dataType=1

解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等

- 死体解剖保存法(法律)
 - 死体解剖保存法施行令(政令)
 - 死体解剖保存法施行規則(省令)
 - 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
 - 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- } 主に死体解剖資格に関する内容
-
- 刑法190条

 - 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
 - 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

献体法

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合には、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第七条 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

< 献体法 >

献体法

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合には、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第七条 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

< 献体法 >

献体法

<死体解剖保存法>

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。

<献体法>

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡者の献体に関する書面による同意があり、下記のいずれかの場合に該当すれば、死体解剖保存法第七条の規定にかかわらず、死体の解剖に関し遺族の承諾を受けることを要しない。

- 一 死亡者の書面による同意を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合
- 二 死亡した者に遺族がない場合

死体解剖保存法と通達からの抜粋、および刑法190条

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死

し、次の各

一 死体の

る場合

二 医学に

2 保健所

よる許可を

3 第一項

第九条 死

る地の保健

第十条 身

第二十二條

第二十三條

通達 死体解

五 法第二條

立することは

罪が成立す

六 法第七條

れば死体損

したのであり

七 「身体の

九 第一〇條

実際上の必

学自身の教

死体解剖保存法における適法の要件

- ・ 遺族の同意を得ない解剖行為

→ 罰則規定あり 「三年以下の懲役」

通達における記載：

五 刑法第百九十条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得

る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱す

る程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することが

ある。

六 一般的には遺族の承諾を得ずに解剖すれば死体損壊罪として処

罰される可能性が強いと考えられる。

刑法（死体損壊等）

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000204>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6567&dataType=1

献体法

<死体解剖保存法>

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。

<献体法>

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡者の献体に関する書面による同意があり、下記のいずれかの場合に該当すれば、死体解剖保存法第七条の規定にかかわらず、死体の解剖に関し遺族の承諾を受けることを要しない。

- 一 死亡者の書面による同意を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合
- 二 死亡した者に遺族がない場合

→実務上は、遺族の書面による同意を得る必要が生じる

解剖に関わる全ての人が遵守すべき法律等

- 死体解剖保存法(法律)
 - 死体解剖保存法施行令(政令)
 - 死体解剖保存法施行規則(省令)
 - 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
 - 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- } 主に死体解剖資格に関する内容
-
- 刑法190条
-
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
 - 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

解剖に関わる全ての人が遵守すべき学会指針等

(学会の指針等)

○献体解剖倫理指針(2025.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/ethics_202503.pdf

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明
(2025.09)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/statement_202509.pdf

○人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言(2013.08)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/proposal_130802.pdf?20250106

○人体標本の展示に関するガイドライン(2010.10)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_101025.pdf

解剖に関わる全ての人々が遵守すべき学会指針等

(学会の指針等)

○**献体解剖倫理指針(2025.03)**

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/ethics_202503.pdf

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明
(2025.09)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/statement_202509.pdf

○人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言(2013.08)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/proposal_130802.pdf?20250106

○人体標本の展示に関するガイドライン(2010.10)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_101025.pdf

献体解剖倫理指針

○献体解剖倫理指針(2025.03)(以下、抄)

(1) 献体解剖とは何か

献体解剖は、献体による遺体を用いた人体解剖であり、我が国で行われている正常解剖はほぼすべて(99%以上)が献体解剖である。献体とは正常解剖に供されることを目的に、自分の遺体を無条件・無報酬で提供する篤志行為である。「自分の死後、遺体を医学・歯学の教育と研究のために役立てたい」と志した人が、生前から大学または関連した団体に登録しておき、亡くなられた時にその生前のご意志にしたがい、ご家族の同意のもとに、遺体が大学に提供される。

(2) 献体解剖倫理の原則

① 遺体(故人)への礼意

「死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。」(死体解剖保存法、第20条)

献体解剖は本人の遺志だけでなく、家族がいる場合にはその承諾によって初めて可能になる。遺体に対する家族の心情を考えれば、解剖に当たって礼意を失うことは決して許されない。

② 医学における守秘義務

「私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえ患者の死後においても尊重する。」(世界医師会、ジュネーブ宣言、医師の誓い、第7項)

献体解剖は医学の一部として行われる。献体解剖において経験・見聞したことは献体者の個人的な秘密に属するものであり、正当な理由なく第三者に伝達・拡散してはならない。

(3) 献体解剖の行動規範

① 礼意を有する行動・態度とは

献体解剖においては、人体の学習に対する誠実さ、遺体の尊厳に対する謙虚さ、献体解剖を許される厚意への感謝が強く求められる。

② 解剖実習室内での行動規範

適切に解剖を行い、十分に学習をするように努めること。

故人への黙祷を捧げ、献体者と家族にも思いを馳せ、無用な雑談を慎むこと。

スマートフォンなど撮影機能のある電子機器を実習室内に持ち込まない、実習室内で使用しないこと。

③ 解剖実習室の外での行動規範

献体解剖で経験・見聞したことを、第三者に伝えることには、慎重を期する必要がある。とくに以下の点に留意すること。

i) 献体解剖が行われる解剖実習室までの通路、大学への往復の公共交通機関など第三者がいる場所では、友人との間の雑談であっても、献体解剖の内容について語ることは慎まなくてはならない。

ii) SNSなどを使って、献体解剖の経験・見聞を発信してはいけない。

献体解剖倫理指針

○献体解剖倫理指針(2025.03)(以下、抄)

「献体解剖倫理指針」

・篤志解剖全国連合会、日本篤志献体協会、日本解剖学会の3団体連名で公表

(1) 献体解剖とは何か

- ・ **献体解剖**： 献体による遺体を用いた人体解剖
我が国で行われている正常解剖の99%以上を占める
- ・ 献体： 自らの遺体を無条件・無報酬で提供する篤志行為

(2) 献体解剖倫理の原則

- ①遺体(故人)への礼意 - 死体解剖保存法 第二十条
- ②医学における守秘義務 - ジュネーブ宣言 医師の誓い 第七項

(3) 献体解剖の行動規範

- ①礼意を有する行動・態度とは - 誠実さ、謙虚さ、感謝
- ②解剖実習室内での行動規範 - 学習、黙祷、静粛、撮影禁止
- ③解剖実習室の外での行動規範
 - i)第三者がいる場所での、献体解剖に関する会話禁止
 - ii)SNSによる、献体解剖に関する経験や見聞の発信禁止

解剖に関わる全ての人が遵守すべき学会指針等

(学会の指針等)

○献体解剖倫理指針(2025.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/ethics_202503.pdf

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明
(2025.09)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/statement_202509.pdf

○人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言(2013.08)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/proposal_130802.pdf?20250106

○人体標本の展示に関するガイドライン(2010.10)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_101025.pdf

臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明(2025.09)

1. 死者の尊厳と献体者やそのご家族の意思の尊重

- ・死者への礼意と敬意をもち、また献体者に対するご家族の深い想いに配慮し、一切の軽率な行動を慎むこと
- ・死者(臓器部分を含む)の画像等のデータを含む個人情報 は厳密に管理し、不適切な共有は行わないこと
- ・ご遺体を用いた教育・研究を行う際は、わが国の篤志献体制度の理念を尊重し、国内外を問わず、いわゆる「遺体ビジネス」と誤解されることのないよう、透明性・公正性ならびにわが国の篤志献体制度への影響に十分配慮すること

2. 法令及び倫理指針、ガイドライン等の遵守

- ・献体によるご遺体を用いた人体解剖を行うにあたっては、「献体解剖倫理指針」(篤志解剖全国連合会・日本篤志献体協会・日本解剖学会)を遵守すること
- ・CST等の臨床医学教育目的におけるご遺体の使用に関しては、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(日本外科学会・日本解剖学会)を遵守すること
- ・医学研究目的におけるご遺体の使用に関しては、上記指針・ガイドラインに加え、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)などの関連指針*を遵守すること
- ・上記の指針やガイドラインに加え、実施機関の倫理委員会等による審査・承認を受け、ご遺体の使用においては、承認内容の趣旨や内容から逸脱した行為は行わないこと

3. ご遺体の適正な取扱いとガバナンスの徹底

- ・医学・歯学教育及び研究におけるご遺体の管理は解剖学教室のみならず大学全体の責任として行うこと
- ・関連学協会は、専門性に依拠する自律的規範意識(プロフェッショナル・オートノミー)に則り、ご遺体の適切な取扱いについて会員ならびに、関係する医師・歯科医師等への指導・監督を徹底すること
- ・関連学協会は、学会としてあるいは会員が海外でご遺体を用いた臨床医学の教育及び研究を行う場合においても、ご遺体に関わるわが国の国民感情や社会的・文化的背景に十分配慮した倫理遵守を徹底するように学会として責任をもって指導すること
- ・ご遺体を用いた臨床医学・歯学の教育及び研究を実施する大学及び関連学協会は、上記の関連指針等の遵守をあらかじめ関係者に周知すると共に、不適切な行為が確認された場合、その者に対し、大学・学協会の責任において、必要に応じて刑事罰の対象となる可能性があることも踏まえた厳正な対応を行い、速やかに是正措置を講じること

臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明(2025.09)

1. 死者の尊厳と献体者やそのご家族の意思の尊重

- ・死者への礼意と敬意をもち、また献体者に対するご家族の深い想いに配慮し、一切の軽率な行動を慎むこと
- ・死者(臓器部分を含む)の画像等のデータを含む個人情報 は厳密に管理し、不適切な共有は行わないこと
- ・ご遺体を用いた教育・研究を行う際は、わが国の篤志献体制度の理念を尊重し、国内外を問わず、いわゆる「遺体ビジネス」と誤解されることのないよう、透明性・公正性ならびにわが国の篤志献体制度への影響に十分配慮すること

2. 法令及び倫理指針、ガイドライン等の遵守

- ・献体によるご遺体を用いた人体解剖を行うにあたっては、「献体解剖倫理指針」(篤志解剖全国連合会・日本篤志献体協会・日本解剖学会)を遵守すること
- ・CST等の臨床医学教育目的におけるご遺体の使用に関しては、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(日本外科学会・日本解剖学会)を遵守すること
- ・医学研究目的におけるご遺体の使用に関しては、上記指針・ガイドラインに加え、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)などの関連指針*を遵守すること
- ・上記の指針やガイドラインに加え、実施機関の倫理委員会等による審査・承認を受け、ご遺体の使用においては、承認内容の趣旨や内容から逸脱した行為は行わないこと

3. ご遺体の適正な取扱いとガバナンスの徹底

- ・医学・歯学教育及び研究におけるご遺体の管理は解剖学教室のみならず大学全体の責任として行うこと
- ・関連学協会は、専門性に依拠する自律的規範意識(プロフェッショナル・オートノミー)に則り、ご遺体の適切な取扱いについて会員ならびに、関係する医師・歯科医師等への指導・監督を徹底すること
- ・関連学協会は、学会としてあるいは会員が海外でご遺体を用いた臨床医学の教育及び研究を行う場合においても、ご遺体に関わるわが国の国民感情や社会的・文化的背景に十分配慮した倫理遵守を徹底するように学会として責任をもって指導すること
- ・ご遺体を用いた臨床医学・歯学の教育及び研究を実施する大学及び関連学協会は、上記の関連指針等の遵守をあらかじめ関係者に周知すると共に、不適切な行為が確認された場合、その者に対し、大学・学協会の責任において、必要に応じて刑事罰の対象となる可能性があることも踏まえた厳正な対応を行い、速やかに是正措置を講じること

臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明

○臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明(2025.09)

「臨床医学・歯学の教育及び研究におけるご遺体の取扱いに関する共同声明」

- ・日本医学会連合会や全国医学部長病院長会議を含む17団体連名で発出

3. ご遺体の適正な取扱いとガバナンスの徹底

- ・医学・歯学教育及び研究におけるご遺体の管理は解剖学教室のみならず大学全体の責任として行うこと
- ・関連学協会は、学会としてあるいは会員が海外でご遺体を用いた臨床医学の教育及び研究を行う場合においても、ご遺体に関わるわが国の国民感情や社会的・文化的背景に十分配慮した倫理遵守を徹底するように学会として責任をもって指導すること
- ・不適切な行為が確認された場合、その者に対し、大学・学協会の責任において、必要に応じて刑事罰の対象となる可能性があることも踏まえた厳正な対応を行い、速やかに是正措置を講じること

ること

- ・ご遺体を用いた臨床医学・歯学の教育及び研究を実施する大学及び関連学協会は、上記の関連指針等の遵守をあらかじめ関係者に周知すると共に、不適切な行為が確認された場合、その者に対し、大学・学協会の責任において、必要に応じて刑事罰の対象となる可能性のあることも踏まえた厳正な対応を行い、速やかに是正措置を講じること

死体解剖資格申請に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行令(政令)
- 死体解剖保存法施行規則(省令)
- 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

(学会の指針等)

○死体解剖資格申請に関する解剖学会としての指針(2021.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_210413.pdf

死体解剖資格申請に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行令(政令)
- 死体解剖保存法施行規則(省令)
- 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

(学会の指針等)

○死体解剖資格申請に関する解剖学会としての指針(2021.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_210413.pdf

ご遺体の管理に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行令(政令)
- 死体解剖保存法施行規則(省令)
- 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

(学会の指針等)

- 正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/miss_remains_200830_proposal.pdf

- 危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/infection_remain_2003.pdf

ご遺体の管理に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行令(政令)
- 死体解剖保存法施行規則(省令)
- 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

(学会の指針等)

○正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/miss_remains_200830_proposal.pdf

○危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/infection_remain_2003.pdf

正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言

○正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.03)

(管理体制の点検整備)

1. 正常解剖を実施する大学の解剖学教室と部局事務は、献体の受入からご遺骨返還までの各段階における取り違え事故発生防止体制の点検を実施し、業務マニュアルの整備と改善を行う。

(個人照合情報の取得)

2. 解剖学教室は、歯型、CT画像、血液サンプルなど個人照合の際に必要な情報を献体時に取得し、これを適正に保管する。

(個人識別票による管理)

3. 解剖学教室は、献体番号等が記載された個人識別票を身体に付し、この個人識別票を用いて献体の受入からご遺骨返還まで一貫して管理する。特に、解剖学実習開始時の実習室への移動や終了時の納棺においては、実習台や棺の番号と個人識別票が一致することを、献体実務を担当する複数の教職員で行う。個人識別票は火葬後も判読可能な金属製プレートを用い、火葬後に回収・照合した上で、厳封の上保管する。

(適正な情報管理)

4. 解剖学教室は、献体者氏名等の個人情報と個人識別票の管理情報を原簿等に記録して保管するとともに、情報漏洩が起これば適正に管理する。

(実務担当者の教育)

5. いかに関係する管理体制を整えてもヒューマンエラーが起こりうることを想定し、解剖学教室の長は献体実務担当者に対するヒヤリハット事象の情報共有や意識改革の啓発に継続的に取り組む。

(調査委員会の設置)

6. 取り違えの疑義が発生し、個人照合が必要となった場合には、所属する部局の長は学外の有識者を含む調査委員会を速やかに設置する。調査委員会は、個人照合情報、原簿等の記録情報、個人識別票等を解剖学教室より回収し、事案の調査を行い、その結果を公表する。

正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言

○正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.03)

(管理体制の上検整備)

「正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言」(2020.03)

(実務担当者の教育)

5. いかに厳重な管理体制を整えてもヒューマンエラーが起こりうることを想定し、解剖学教室の長は献体実務担当者に対するヒヤリハット事象の情報共有や意識改革の啓発に継続的に取り組む。

(個人識別票による管理)

3. 解剖学教室は、献体番号等が記載された個人識別票を身体に付し、この個人識別票を用いて献体の受入からご遺骨返還まで一貫して管理する。特に、解剖学実習開始時の実習室への移動や終了時の納棺においては、実習台や棺の番号と個人識別票が一致することを、献体実務を担当する複数の教職員で行う。個人識別票は火葬後も判読可能な金属製プレートを用い、火葬後に回収・照合した上で、厳封の上保管する。

6. 取り違えの疑義が発生し、個人照合が必要となった場合には、所属する部局の長は学外の有識者を含む調査委員会を速やかに設置する。調査委員会は、個人照合情報、原簿等の記録情報、個人識別票等を解剖学教室より回収し、事案の調査を行い、その結果を公表する。

個人識別等の具体例

○ステンレスタグ
(火葬後も視認可能)



ステンレスタグ

<https://www.esco-net.com/wcs/escort/ed/detail?hHinCd=EA591HE-25>

刻印セット

<https://www.monotaro.com/p/0838/5596/>



○バンド



識別バンド

<https://axel.as-1.co.jp/asone/d/0-7393-04/?q=0-7393-04>

○指差確認



中災防のステッカー



<https://www.amazon.co.jp/dp/B01K1BHIXO>

ご遺体の管理に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行令(政令)
- 死体解剖保存法施行規則(省令)
- 死体解剖保存法施行細則(地方自治体による規則)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○刑法190条

(学会の指針等)

○正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/miss_remains_200830_proposal.pdf

○危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/infection_remain_2003.pdf

危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針

○危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

日本解剖学会解剖体委員会では、系統解剖学における感染防止策の実態について調査を行い、結果を学会 HP に掲示する(解剖学教室における感染症対策に関するアンケート調査報告書)とともに、それに基づいて感染防止対策を検討しておりました。しかし、今般の新型コロナウイルス(COVID19)の感染拡大に伴い、COVID19にも対応した感染防止のための指針の公開を急ぐべきと判断し、感染制御の専門家の助言も得ながら作業を加速させ下記の指針を策定いたしました。各大学におかれましては、本指針に従って、ご遺体の受領、搬送、防腐処置等にあたる作業者の感染防止について配慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 引取に際して予め危険性のある感染症に罹患していることが判明しているご遺体もしくはその可能性が疑われるご遺体の引取をお断りする。
→危険性のある感染症: B型・C型肝炎、HIV(エイズ)、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)、結核、クロイツフェルト・ヤコブ病などのプリオン病、梅毒などの性感染症、エボラ出血熱・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
2. 大学に搬入後に危険性のある感染症に罹患していることが判明したご遺体については、ご遺族の了解を得た上で、参考資料1、2に記載の留意事項を考慮し感染防止策を取った上で、防腐処置を行わずに火葬する。
3. 大学の解剖処置室には、ゴム手袋、ガウン、キャップ、不織布製マスク、微粒子用マスク(N95レスピレーター、DS2以上の防じんマスク)、眼の防護用具(フェイスシールド又はゴーグル)等の個人用防護具注2、消毒に用いる薬品、非透過性納体袋等を常備しておく。
4. ご遺体の防腐処置等にあたっては、標準予防策注3を講じて感染防止に務める。すなわち、どのようなご遺体も危険性のある感染症を伴っている可能性を前提に、常にゴム手袋、ガウン、キャップ、不織布製マスク、眼の防護用具等を着用して行う。

危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針

○危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)

1&2. 引取に際して予め危険性のある感染症に罹患していることが判明しているご遺体もしくはその可能性が疑われるご遺体の引取をお断りする。大学に搬入後に危険性のある感染症に罹患していることが判明したご遺体については、ご遺族の了解を得た上で、感染防止策を取った上で、防腐処置を行わずに火葬する。

→危険性のある感染症： B型・C型肝炎、HIV(エイズ)、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)、結核、クロイツフェルト・ヤコブ病などのプリオン病、梅毒などの性感染症、エボラ出血熱・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

3. 大学の解剖処置室には、ゴム手袋、ガウン、キャップ、不織布製マスク、微粒子用マスク(N95レスピレーター、DS2以上の防じんマスク)、眼の防護用具(フェイスシールド又はゴーグル)等の個人用防護具注2、消毒に用いる薬品、非透過性納体袋等を常備しておく。

4. ご遺体の防腐処置等にあたっては、標準予防策注3を講じて感染防止に務める。すなわち、どのようなご遺体も危険性のある感染症を伴っている可能性を前提に、常にゴム手袋、ガウン、キャップ、不織布製マスク、眼の防護用具等を着用して行う。

解剖学担当教授が着任までに熟読すべき指針等

(学会の指針等)

○健全な解剖学教育・研究の継続のために -解剖体取扱い不適切事案の再発防止に向けて-(2023.02)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/2023/230210_03.pdf

解剖学会からの「提言」と具体的な点検項目・対策

○健全な解剖学教育・研究の継続のために -解剖体取扱い不適切事案の再発防止に向けて-

日本解剖学会・篤志解剖全国連合会(令和5年2月2日)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/2023/230210_03.pdf

「提言実施のために点検すべき観点」

1. 解剖学および篤志献体制度に関し深い造詣と経験、高い倫理観を有する
解剖学教室教員の確保・採用・育成と処遇の改善
2. 解剖学関係について専門的知識を有する専任の技術職員の適性人数確保と
労働環境・処遇の改善、技術継承への配慮
3. 解剖学教室教員と技術職員、部局事務との連携体制の再確認と強化
4. 解剖関連業務の移譲・委託による解剖学教室の負担軽減の検討

○解剖学教室の技術職員における現状と課題についてのアンケート調査報告書

日本解剖学会 解剖体委員会・認定解剖組織技術者資格審査委員会・教育委員会(令和2年3月)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/investigation_report_202003.pdf?230203

・技術職員

雇用体系9割が常勤、常勤2名以上が6割以上 → 平均的には「常勤2名以上」

7割の大学で技術職員対象の特別手当支給 → 「特別手当支給なし=技術職員への待遇が悪い」

・業務委託(献体関連業務等)

7割の大学で学外業務委託あり → 特に引き取り・搬送業務の外部委託

○本邦におけるご遺体を用いた研究やCST等において
遵守すべき法律や倫理指針等

本邦における系統解剖において遵守すべき法律や倫理指針等

- 解剖体を用いた基礎研究に関連する法律・指針等
- 献体されたご遺体を用いたCSTに関連する法律・指針等
- 死体解剖資格申請に関連する法律・指針等
- ご遺体の管理に関連する法律・指針等
- 解剖学担当教授が着任までに熟読すべき指針等

解剖体を用いた基礎研究に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

解剖体を用いた基礎研究に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針とその関連文書

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

・ 指針本文

[令和5年3月27日版\(新旧対照表\)](#)、[令和4年3月10日版\(新旧対照表\)](#)、[令和3年3月23日版](#)

・ ガイダンス

[令和6年4月1日版\(新旧対照表\)](#)、[令和5年4月17日版](#)、[令和4年6月6日版](#)、[令和3年4月16日版](#)

・ 様式集

[令和6年4月1日版](#)、[令和5年4月17日版](#)、[令和4年6月6日版](#)、[令和3年4月16日版](#)

・ 交付通知

[令和5年3月27日版](#)、[令和4年3月10日版](#)、[令和3年3月23日版](#)

・ 指針英語版

[Amended on March 27, 2023](#)

・ 告示

[「人を対象とする生命・医学系研究に関する倫理指針令和5年改正について」\(令和5年4月17日\)](#)

[「令和2年・3年個人情報保護法の改正に伴う生命・医学系指針の改正について」\(令和4年3月31日\)](#)

[「令和2・3年個人情報保護法の改正を受けた生命・医学系指針の見直しについて」\(令和4年2月8日\)](#)

[「\(一部略\)医学系指針・ゲノム指針からの変更点と注意点」\(令和3年7月16日\)](#)

[「\(一部略\)策定経緯及び医学系指針及びゲノム指針からの主な変更点」\(令和3年4月16日\)](#)



人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

○最近の施行・改正状況と改正点

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

・ 施行・改正状況

[③令和5年3月27日\(一部改正\)](#) ← [②令和4年3月10日\(一部改正\)](#) ← [①令和3年3月23日\(施行\)](#)

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

○最近の施行・改正状況と改正点

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

・ 施行・改正状況

[③令和5年3月27日\(一部改正\)](#) ← [②令和4年3月10日\(一部改正\)](#) ← [①令和3年3月23日\(施行\)](#)

・ 改正点(解剖学研究やCSTに係る部分)

[②令和4年3月10日\(一部改正\)](#) ← [①令和3年3月23日\(施行\)](#)

・ 「死者に係る情報」や「死者の試料・情報の取扱い」に係る内容の追加

「代諾者等」

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合に

インフォームド・コンセント 又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。

「死者の試料・情報の取扱い」

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について

特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、生存する個人に関する情報と同様に

この指針に規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、

必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

○最近の施行・改正状況と改正点

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

・ 施行・改正状況

[③令和5年3月27日\(一部改正\)](#) ← [②令和4年3月10日\(一部改正\)](#) ← [①令和3年3月23日\(施行\)](#)

・ 改正点(解剖学研究やCSTに係る部分)

[②令和4年3月10日\(一部改正\)](#) ← [①令和3年3月23日\(施行\)](#)

・ 「死者に係る情報」や「死者の試料・情報の取扱い」に係る内容の追加

「代諾者等」

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合に

インフォームド・コンセント 又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。

「死者の試料・情報の取扱い」

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について

特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、生存する個人に関する情報と同様に

この指針に規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、

必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

[③令和5年3月27日\(一部改正\)](#) ← [②令和4年3月10日\(一部改正\)](#)

・ 「死者の試料・情報の取扱い」に係る内容の一部削除

「死者の試料・情報の取扱い」より、

「生存する個人に関する情報と同様に」との文言を削除

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

○最近の施行・改正状況と改正点

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の最近の改正

死者の試料・情報の取扱いは、「生存する個人のそれと同様」ではない

→個人情報保護法では死者の情報は対象外のため

法的齟齬が生じないように整理されただけ

→献体されたご遺体を用いる場合は献体法により縛られるため、

- ・ 献体者本人の意思確認
- ・ ご遺族の意志確認

が厳密に必要なことは変わらない

必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

③令和5年3月27日(一部改正) ← ②令和4年3月10日(一部改正)

・「死者の試料・情報の取扱い」に係る内容の一部削除

「死者の試料・情報の取扱い」より、

「生存する個人に関する情報と同様に」との文言を削除

献体登録者とご遺族への意志確認

○意志確認のタイミング

献体登録者

1. 献体登録時

(系統解剖・CST)

ご家族/ご遺族

1. (献体登録時)

2. ご遺体引き取り時(系統解剖・研究・CST等)

3. 研究・CST実施前(倫理審査申請前～)

2. ご遺体引き取り時(系統解剖・基礎研究・CST等):

系統解剖、解剖学研究、CST等々に用います(内容未定)という「包括同意」

3. 解剖体を用いた研究・CST実施前(倫理審査申請前～):

個別の用途に対する「オプトアウト」の機会の提供

オプトアウトって??

オプトアウト？

○ITの場合

1. オプトイン – 許可済宛先にメール送信
2. オプトアウト – 受信拒否の機会を提供
3. スпам – 送りつけるだけ、受信拒否できない
特定電子メール法違反(罰則有)



<https://xtech.nikkei.com/it/article/Keyword/20080729/311680/>



オプトアウト？

○ITの場合

1. オプトイン – 許可済宛先にメール送信
2. オプトアウト – 受信拒否の機会を提供
3. スпам – 送りつけるだけ、受信拒否できない
特定電子メール法違反(罰則有)



<https://xtech.nikkei.com/it/article/Keyword/20080729/311680/>

○医学系研究の場合

1. オプトイン – 試料を研究に用いることについて、個別に連絡を取り、個別に許可を得る
2. オプトアウト – 広く情報公開(ホームページにて「情報公開用文書」を掲載する等)を行い、
試料を研究に用いることについて拒否する機会を設ける
個別に連絡を取ることはしなくて良い

→ 死者由来の試料(ご遺体)の場合、ご遺族へのオプトアウト機会提供が必要

情報公開用文書

○情報公開用文書の例

第1版（2022年10月28日作成）

臨床研究に関する情報

本学では、以下の研究（教育・研修）を実施しております。この研究は、亡くなられて献体していただいたご遺体を用いて行います。このような研究は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の規定により、研究内容の情報を公開することが必要とされております。なお、この研究は倫理審査委員会の審査を受け、研究方法の科学性、倫理性や献体者個人の権利が守られていることが確認され、本学学長の許可を受けています。この研究に関するお問い合わせなどがありましたら、以下の「問い合わせ先」へご照会ください。

《研究課題名》 献体されたご遺体を用いた手術手技向上のための超音波診断技術および色素注入技術の研究

《研究機関名・研究責任者》 関西医科大学医学部・解剖学講座 教授 北田 容章

《研究の目的》本研究では、亡くなられた関西医科大学白菊会会員より献体されたご遺体を用い、手術手技研修に係る基盤的な研究を行い、地域医療の安全向上と先端医療の普及を図ることを目的としています。

《研究期間》研究許可日～2027年3月31日

《研究の方法》

- 対象 関西医科大学白菊会会員より献体されたご遺体
- 研究に用いる試料・情報の種類

故白菊会会員より献体されたご遺体を用います。生前同意によりご遺体の用途は解剖学の教育（学生を対象とした教育）・研究に加え、臨床教育（手術手技研修等）・研究とされています。

《この研究に関する情報の提供について》

この研究に関して、研究計画書や研究に関する資料をお知りになりたい場合は、個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることができます。

《この研究での検体・情報等の取扱い》

お預かりしたご遺体は、仮名加工により個人の氏名や住所などが特定できないように安全管理措置を講じたうえで取扱っています。

《本研究の資金源 **利益相反について**》

この研究は外部機関からの資金の提供は受けておらず、研究者が企業等から独立して計画して実施しているものです。また、この研究の研究責任者および研究者は「関西医科大学利益相反マネジメントに関する規程」に従って、利益相反マネジメント委員会に必要事項を申請し、その審査と承認を得ています。

*上記の研究にご遺体を用いることをご了解いただけない白菊会会員、およびそのご家族・ご遺族は、以下にご連絡ください。

《問い合わせ先》

関西医科大学医学部 臨床解剖教育研究センター 副センター長 中野洋輔

〒573-1010 大阪府枚方市新町 2-5-1

電話：072-804-0101（内線 2304）

<https://green.kmu.ac.jp/research/eic/rer/cr/fom/laaes7000000cont-att/2022197.pdf>

個別の研究（・研修）について

研究の概要（研究課題名・責任者名、研究の目的・期間・方法、利益相反に関する情報等）と
問合せ先を公開し、ご遺族へ「当該研究・研修への遺体使用の辞退」についての機会を提供

→ 解剖学研究やCSTでは倫理審査・オプトアウトの機会提供が必要

献体登録者のご遺族への意志確認

○意志確認のタイミング

献体登録者

1. 献体登録時

第1版 (2022年10月28日作成)

臨床研究に関する情報

本学では、以下の研究（教育・研修）を実施しております。この研究は、亡くなられて献体していただいたご遺体を用いています。このような研究は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の規定により、研究内容の情報を公開することが必要とされております。なお、この研究は倫理審査委員会の審査を受け、研究方法の科学性、倫理性や献体者個人の人権が守られていることが確認され、本学学長の許可を受けています。この研究に関するお問い合わせなどがありましたら、以下の「問い合わせ先」へご照会ください。

《研究課題名》 献体されたご遺体を用いた手術手技向上のための超音波診断技術および色素注入技術の研究

《研究機関名・研究責任者》 関西医科大学医学部・解剖学講座 教授 北田 容章

《研究の目的》 本研究では、亡くなられた関西医科大学白菊会会員より献体されたご遺体を用い、手術手技研修に係る基盤的な研究を行い、地域医療の安全向上と先端医療の普及を図ることを目的としています。

《研究期間》 研究許可日～2027年3月31日

《研究の方法》

- 対象 関西医科大学白菊会会員より献体されたご遺体
- 研究に用いる試料・情報の種類

故白菊会会員より献体されたご遺体を用います。生前同意によりご遺体の用途は解剖学の教育（学生を対象とした教育）・研究に加え、臨床教育（手術手技研修等）・研究とされています。

《この研究に関する情報の提供について》

この研究に関して、研究計画書や研究に関する資料をお知りになりたい場合は、個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることができます。

《この研究での検体・情報等の取扱い》

お預かりしたご遺体は、仮名加工により個人の氏名や住所などが特定できないように安全管理措置を講じたうえで取扱っています。

《本研究の資金源・利益相反について》

この研究は外部機関からの資金の提供は受けておらず、研究者が企業等から独立して計画して実施しているものです。また、この研究の研究責任者および研究者は「関西医科大学利益相反マネジメントに関する規程」に従って、利益相反マネジメント委員会に必要事項を申請し、その審査と承認を得ています。

*上記の研究にご遺体を用いることをご了解いただけない白菊会会員、およびご家族・ご遺族は、以下にご連絡ください。

《問い合わせ先》

関西医科大学医学部 臨床解剖教育研究センター 副センター長 中野洋輔
〒573-1010 大阪府枚方市新町 2-5-1 電話：072-804-0101 (内線 2304)

ご家族/ご遺族

1. (献体登録時)

2. ご遺体引き取り時(系統解剖・研究・CST等)

3. 研究・CST実施前(倫理審査申請前～)

○倫理審査申請

- ・ 倫理審査申請書、研究・研修計画書に加え、個別の研究・研修について

情報公開用文書をホームページに掲載した上で、

倫理審査を受審→承認→施行という流れとなる

解剖体を用いた基礎研究に関連する法律・指針等

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

4) 医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告は、いわゆる症例報告(「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイドランス」5頁の8)2)と同様のものとみなすことができるため、「生命・医学系指針」が定義する研究には該当しない。したがって、所属機関等における倫理審査および承認は必要とされない。所見の報告においては「生命・医学系指針」が定める個人情報等の保護に努め、学術誌等での公表の際に倫理審査承認が求められる場合はそれに従う。

5) 上記4)に当てはまらない、多数例の破格等に関する知見を計画的に収集する等の解剖体を用いた研究については「生命・医学系指針」の対象とし、所属機関等における倫理審査および承認を必要とする。インフォームド・コンセントについては、通常は生命・医学系指針中の第4章第8の73)に該当すると考えられる。すなわち、献体者の生前の同意や献体時の遺族による同意(但し献体者に遺族が無い場合はその同意を要しない)を得ていることを前提として、当該研究に関する情報提供および拒否機会を保障していることを研究実施の要件とする。なお情報提供および拒否機会の保障については、当該教室等のウェブサイトの研究内容を示し、使用を拒否したい研究があった場合には遺族等がその旨を申し出ることができる窓口を設けるなどの対応が考えられる。

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

4) 医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告は、いわゆる症例報告（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイドダンス」5頁の8）2）と同様のものとみなすことができるため、「生命・医学系指針」が定義する研究には該当しない。したがって、所属機関等における倫理審査および承認は必要とされない。所見の報告においては「生命・医学系指針」が定める個人情報等の保護に努め、学術誌等での公表の際に倫理審査承認が求められる場合はそれに従う。

5) 上記4)に当てはまらない、多数例の破格等に関する知見を計画的に収集する等の解剖体を用いた研究については「生命・医学系指針」の対象とし、所属機関等における倫理審査および承認を必要とする。インフォームド・コンセントについては、通常は生命・医学系指針中の第4章第8の73)に該当すると考えられる。すなわち、献体者の生前の同意や献体時の遺族による同意（但し献体者に遺族が無い場合はその同意を要しない）を得ていることを前提として、当該研究に関する情報提供および拒否機会を保障していることを研究実施の要件とする。なお情報提供および拒否機会の保障については、当該教室等のウェブサイトの研究内容を示し、使用を拒否したい研究があった場合には遺族等がその旨を申し出ることができる窓口を設けるなどの対応が考えられる。

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

4) 医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告は、いわゆる症例報告（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイ

ダン
当し
ては
が求

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

- ・ **少数の破格例の報告**

→ 症例報告同様、倫理委員会での承認は不必要

- ・ **多数の破格例等に関する知見を計画的に収集する等の解剖体の研究**

例 **正常例も含め、何例中何例とする研究**（日本解剖学会倫理委員会の見解）

→ ヒト倫理指針の対象

→ **倫理審査・オプトアウト措置が必要**

→ 情報公開と参加意志撤回機会の付与

5) 上
研究
る。
考え
合は
障し

のウェブサイトの研究内容を示し、使用を拒否したい研究があった場合には遺族等がその旨を申し出ることができる窓口を設けるなどの対応が考えられる。

多数の破格例等研究の研究計画書記載要件

解剖学会のガイドラインのページ

<https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

ガイドライン

- 死体解剖資格申請に関する解剖学会としての指針(2021.04)
- COVID-19感染予防に配慮した肉眼(系統、人体)解剖学実習の実施にかかる提言(2021.01)
- COVID-19感染予防に配慮した組織学実習の実施にかかる提言(2021.01)
- 第4回 男女共同参画学協会連絡会大規模アンケートの概要と解剖学会員回答の分析(2020.06)
- COVID-19に対する各大学の対応と解剖学教育への影響に関する緊急調査(暫定版)(2020.04)
- 正常解剖における遺体取り違えについて(2019.08)
- 正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言(2020.04)
- 危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)
- 解剖学教室における感染症対策に関するアンケート調査報告書(2017.01)
- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン
 ➤ 令和3年度版 (2021.12.21)
- 日本学術会議「科学者の行動規範」(2014.04.17)

新指針下での多数の破格例等研究

○ホームページ等での当該研究の情報公開

○(ご遺族への)オプトアウトの機会の設定

○研究計画書への記載

・ 上記の情報公開・オプトアウトの内容

・ 個別の解剖体より得られる可能性のある

結果に関するご遺族の説明方針

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

5. 解剖体を用いた教育研究により得られる結果等の取扱いについて

令和3年に施行された「生命・医学系指針」では、「研究により得られた結果等の取扱い」として、研究全体の結果ではなく個々の研究サンプルより得られた結果について、「研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない」との方針が示されている⁴⁾。「研究対象者」にはその家族・遺族も含まれるものと解釈されることから、既に亡くなった献体者の遺体である解剖体を使用した研究においても、この方針から免れるものではないものと考えられる。得られる結果の重要度に関わらず、個別の解剖体より得られる可能性のある結果に関する研究対象者への説明方針について、予め研究計画書に記載する必要があると考えられる。なお、本ガイドライン第4項3) および4) に該当する教育研究活動、すなわち、教育活動として行われる医学・歯学の解剖学実習等、および医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告については、倫理審査および承認が必要とされないため、この限りではない。

解剖体を用いた基礎研究に関連する法律・指針等

○死体解剖保存法(法律)

○死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)

○献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

○刑法190条

ご遺体からの標本保存を行う場合

○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)

(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

○解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

○令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

ご遺体からの標本保存を行う場合／死体解剖保存法

死体解剖保存法

昭和二十四年法律第二百四号

第十七条 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。

2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000204>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6567&dataType=1

ご遺体からの標本保存を行う場合／死体解剖保存法

死体解剖保存法

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法が定める死体からの標本保存(抜粋)

第十七条 医学に関する大学の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

第十八条 死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

→「少数の破格例の報告」であっても、当然、倫理審査およびオプトアウトが必要となる

ご遺体からの標本保存を行う場合／死体解剖保存法

死体解剖保存法

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法が定める死体からの標本保存(抜粋)

第十七条 医学に関する大学の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

第十八条 死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第 九 条 へ 及
→ヒト倫理指針の第1章第2用語の定義(9)②研究対象者
「研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者」に該当するため

→「少数の破格例の報告」であっても、当然、倫理審査およびオプトアウトが必要となる

献体されたご遺体を用いたCST・臨床解剖研究に関連する法律・指針等

- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン
- 臨床医学研究における遺体使用に関する提言
- 遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)
- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

献体されたご遺体を用いたCST・臨床解剖研究に関連する法律・指針等

- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン
- 臨床医学研究における遺体使用に関する提言
- 遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)
- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

献体されたご遺体を用いたCST・臨床解剖研究

解剖学会のガイドラインのページ

<https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

ガイドライン

- 死体解剖資格申請に関する解剖学会としての指針(2021.04)
- COVID-19感染予防に配慮した肉眼(系統、人体)解剖学実習の実施にかかる提言(2021.01)
- COVID-19感染予防に配慮した組織学実習の実施にかかる提言(2021.01)
- 第4回 男女共同参画学協会連絡会大規模アンケートの概要と解剖学会員回答の分析(2020.06)
- COVID-19に対する各大学の対応と解剖学教育への影響に関する緊急調査(暫定版)(2020.04)
- 正常解剖における遺体取り換えについて(2019.08)
- 正常解剖における遺体取り換え防止に関する提言(2020.04)
- 危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020.03)
- 解剖学教室における感染症対策に関するアンケート調査報告書(2017.01)
- **解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン**
 - **令和3年度版** (2021.12.21)
- 日本学術会議「科学者の行動規範」(2014.04.17)

ご遺体を用いたCSTや臨床解剖研究

- ホームページ等での当該研究の情報公開
- (ご遺族への)オプトアウトの機会の設定
- 研究計画書への記載
 - ・上記の情報公開・オプトアウトの内容
 - ・個別の解剖体より得られる可能性のある結果に関するご遺族の説明方針

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

5. 解剖体を用いた教育研究により得られる結果等の取扱いについて

令和3年に施行された「生命・医学系指針」では、「研究により得られた結果等の取扱い」として、研究全体の結果ではなく個々の研究サンプルより得られた結果について、「研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない」との方針が示されている⁴⁾。「研究対象者」にはその家族・遺族も含まれるものと解釈されることから、既に亡くなった献体者の遺体である解剖体を使用した研究においても、この方針から免れるものではないものと考えられる。得られる結果の重要度に関わらず、個別の解剖体より得られる可能性のある結果に関する研究対象者への説明方針について、予め研究計画書に記載する必要があると考えられる。なお、本ガイドライン第4項3)および4)に該当する教育研究活動、すなわち、教育活動として行われる医学・歯学の解剖学実習等、および医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告については、倫理審査および承認が必要とされないため、この限りではない。

献体されたご遺体を用いたCST・臨床解剖研究に関連する法律・指針等

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

○臨床医学研究における遺体使用に関する提言

○遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A

○死体解剖保存法(法律)

○死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)

○献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)

○刑法190条

○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)

(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

○解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

○令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインとその関連文書

日本解剖学会： <https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

日本外科学会： https://www.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=27

・ ガイドライン本文： [旧版\(2012.08.23\)](#)、[新旧対照表\(2018.05.17\)](#)、[改訂版\(2018.05.17\)](#)

・ 関連文書等(日本解剖学会)

・ ガイドラインに対する解剖学会の見解(2012.08.23)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_opinion_120823.pdf

・ 従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン(一部略)

における外科手術手技研修の相違点について(2013.08.29)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_88-4.pdf

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインとその関連文書2

・ 関連文書等（日本外科学会CST推進委員会）

・ 「(一部略)ガイドライン」各報告書およびマニュアル変更履歴(2021.10.20)

https://www.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=56

・ 「(一部略)ガイドライン」における利益相反マネジメントの解説

<https://www.jssoc.or.jp/uploads/files/aboutus/guidelines/info20151211-01.pdf>

・ 「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」の解説(動画)

<https://www.medicalvista.jp/jss-cst-guideline/index02.php>

・ 実施報告システム入力フロー(2019.3.1)

https://www.jssoc.or.jp/uploads/files/aboutus/guidelines/info_cst_20190301.pdf

更に以下の関連文書がある(1つのPDFにまとめられている)

・ 臨床医学研究における遺体使用に関する提言

・ 遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)

・ 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A

<https://www.jssoc.or.jp/uploads/files/aboutus/guidelines/cst20200929.pdf>

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

・「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(2012.08.23公表)

「ご遺体を用いた従来の臨床解剖学教育・研究」と

「ご遺体を用いた外科手術手技研修」の切り分けが大事

※手術手技の向上や新規手術手技・医療機器の開発を目的とする行為 → ガイドラインの対象

解剖学的構造の解明と理解を目的とする行為

→ ガイドラインの対象外

従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドラインにおける外科手術手技研修の相違点について(解剖誌 88: 69-70 (2013)) もご参照下さい

・ガイドライン下での手術手技研修の実施条件と運用上の留意点(抜粋)

表2 臨床医学の教育及び研究における遺体使用の実施条件

- ①臨床医学の教育及び研究を通じて医療安全の向上をはかり、国民福祉への貢献を目的とするもの
- ②医学教育、医学研究の一環として、医科大学(歯科大学、医学部・歯学部を置く大学)において、死体解剖保存法、献体法の範疇で実施するもの
- ③使用する解剖体は、以下を満たすものであること。1. 死亡した献体登録者が生前に、自己の身体が学生に対する解剖教育に加えて、医師(歯科医師を含む)による手術手技研修等の臨床医学の教育及び研究に使用されることについての書面による意思表示をしていること。2. 家族がいる場合には、家族からも理解と承諾を得られていること。
- ④実施にあたり、大学の倫理委員会に諮り、実施内容を十分に検討し承認を得ていること

留意点 営利を目的とせず、会計の透明性を担保する

倫理委員会審議前に研修計画を審議する専門委員会を設置

必ず専門委員会・倫理委員会での審議・承認を経てから実施

実施内容(会計報告を含む)のCST推進委員会(日本外科学会内)への報告義務

感染事故等への自己責任について受講者の事前同意を得る

※「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」にも従う必要があります

実際の実施にあたっては、関係する諸規定や文書を必ずご参照下さい

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

・「**臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン**」(2012.08.23公表 → [2018.4.6改訂](#))

・改訂された点

研修の実施にあたり、営利を目的とせず、会計は**透明性を担保**することとする。ただし、研修参加者から必要な**参加費を徴収**すること及び事業者等から医療機器等の無償又は有償での貸出し、機器の安全な使用方法等について説明する者の派遣等を受けることができる。

利益相反マネジメント

表 3 本ガイドラインが求める**利益相反状態の報告**

手術手技研修等の実施に際しては、営利を目的とせず高い透明性を保つために、一般的な研究者個人に対する利益相反マネージメントに加えて、実施団体の利益相反マネージメントも、各大学内の専門委員会等と日本外科学会CST推進委員会に報告すること。

①手術手技研修等の**実施責任者と指導監督者の利益相反状態の報告**

- ・「日本医学会医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」(日本医学会)などのCOIマネージメントのガイドラインに沿い、利益相反状態を報告すること
- ・実施代表者・指導監督者が寄付講座等に所属する医師で、実施内容が寄付企業等と利益相反状態にある場合には明記すること

②手術手技研修等の実施団体(大学の臨床講座、学会、研究会、セミナー等)の利益相反状態の報告

- ・参加費を徴収した場合は、詳細を明記すること
- ・企業、団体、個人からの寄付、協賛などの援助を得た場合にはその内容を報告すること
- ・広告に対する広告費を得た場合には、その内容を報告すること
- ・企業、団体等から医療機器等の貸与や、機器の使用に関する技術支援や機器の持ち込み等の労務提供などがある場合には、無償、有償の別、金額の多寡、労務内容を問わず、その内容を報告すること

- ・適切な利益相反マネジメント
- ・受益者負担(受講料徴収)

③産学連携などによる研究・開発等の実施における利益相反状態の報告

- ・学内の倫理委員会等の書類を添えて、実施内容が本ガイドラインを遵守していることを報告すること

ガイドラインとヒト倫理指針を満たすために

- ・「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(2012.08.23公表 → 2018.4.6改訂)

- ・ 篤志献体の会会員へのCSTの周知と同意
- ・ 専門委員会の設置
- ・ 専門委員会・倫理委員会での審議・承認
- ・ 感染事故等への自己責任に関する事前同意
- ・ 会計の透明性の確保

適切な利益相反マネジメント

受益者負担(受講料の徴収)

- ・ 研修実施(開始・終了時の黙祷)
- ・ 会計報告を含む実施内容(報告書)の専門委員会での審議・承認と、CST推進委員会への報告

- ・ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日→→令和5年3月27日一部改正)

- ・ ホームページ等での当該CSTの情報公開
- ・ (ご遺族への)オプトアウトの機会の設定
- ・ 研究計画書への記載

上記の情報公開・オプトアウトの内容

個別の解剖体より得られる可能性のある結果に関するご遺族の説明方針

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインとその関連文書

日本解剖学会： <https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

日本外科学会： https://www.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=27

・ ガイドライン本文： [旧版\(2012.08.23\)](#)、[新旧対照表\(2018.05.17\)](#)、[改訂版\(2018.05.17\)](#)

・ 関連文書等(日本解剖学会)

・ ガイドラインに対する解剖学会の見解(2012.08.23)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_opinion_120823.pdf

・ 従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン(一部略)

における外科手術手技研修の相違点について(2013.08.29)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_88-4.pdf

従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン(臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン)における外科手術手技研修の相違点について(2013.08.29)

A. ガイドラインの対象となる例

- ① 医師による手術手技の研修
- ② 臨床系学会主催の手術手技実習
- ③ 外科系医師の手術手技向上目的の実習
- ④ 歯科のインプラントの手術手技修練
- ⑤ 献体遺体を用いた治療法等の研究および医療機器の開発

B. ガイドラインの対象とはならない例

- ① 医科臨床系医師, 歯科医師を対象とした局所解剖実習
- ② 医科臨床系医師の解剖体の見学, 計測

教育を受けるものは医科臨床系医師ないし歯科医師であっても, その教育および研究の目的は人体の構造の解明と理解であるので, ガイドラインの対象とはならない.

C. 検討が必要な例

耳鼻科医のための実習

耳鼻科の手術手技研修の1例として, 献体遺体の側頭骨を, 実際に手術に使用する用具を使用して, 手術手技に従って行われる実習は, 手術手技研修にもなっているが, 本質的には側頭骨の解剖であり, その構造理解が実習の最重要課題であるので, これは従来の臨床解剖の範疇に入ると考えてよい. 実習の目的を手術手技の習得において実施するのであれば, 当然それはガイドラインの対象とするのが妥当であり, ガイドラインに従って実習を行うことで, その実習の正当性はより明確になると考えられる.

A. ガイドラインの対象となる例

- ① 医師による手術手技の研修
- ② 臨床系学会主催の手術手技実習
- ③ 外科系医師の手術手技向上目的の実習
- ④ 歯科のインプラントの手術手技修練
- ⑤ 献体遺体を用いた治療法等の研究および医療機器の開発

B. ガイドラインの対象とはならない例

利益相反等の観点から、現在では本文書の考え方のみで対応すると危険
以下の場合、ガイドライン・ヒト倫理指針に従い執り行うことが賢明です

- ・ 何らかの形で他団体や業者が介入する場合
 寄付、協賛、広告、機器レンタル(有償・無償問わず)、労務提供、学会認定講習会等
- ・ 金銭のやり取りを伴う場合
 講師への謝金、受講料の徴収等
- ・ (写真・動画等の撮影行為による成果物を伴う場合(解剖学の手から離れるため)
 撮影者の限定、撮影目的、使用範囲(個人情報観点からの適切な加工)、情報管理方法)

従って実習を行うことで、その実習の正当性はより明確になると考えられる。

○CST管理上のショッキングな事実

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

○臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインとその関連文書

日本解剖学会： <https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

日本外科学会： https://www.jssoc.or.jp//modules/aboutus/index.php?content_id=27

・ ガイドライン本文： [旧版\(2012.08.23\)](#)、[新旧対照表\(2018.05.17\)](#)、[改訂版\(2018.05.17\)](#)

・ 関連文書等(日本解剖学会)

・ [ガイドラインに対する解剖学会の見解\(2012.08.23\)](#)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_opinion_120823.pdf

・ [従来解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン\(一部略\)](#)

[における外科手術手技研修の相違点について\(2013.08.29\)](#)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_88-4.pdf

多くの(ほとんどの)解剖学者の見解

○ガイドラインに対する解剖学会の見解(2012.08.23)

3. 解剖学会としての留意点

(1)「解剖」の範疇について

外科手術手技研修が「解剖」の範疇にあるかは、外科手術手技研修のガイドライン作成に関して基本的な問題点として議論のあったところである。実際、この問題点を克服し、外科研修を現行法規の枠内で実施するために、このガイドラインが作成された。

ガイドラインでは、「遺体による手術手技研修等の実施計画書には、解剖学教室の指導監督者と臨床系診療科の実施代表者を明記すること」(ガイドラインの「運用上の留意点」の3項)と記して、死体解剖保存法でいう解剖学教室の指導監督者の下で解剖を行うという趣旨を遵守することを唱っている。これは、本ガイドラインに沿った外科手術手技研修が「解剖」であることを明記したものであると考える。

○従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン(臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン)における外科手術手技研修の相違点について(2013.08.29)

3. 臨床解剖学教育・研究と倫理問題

ガイドラインで求めている重要な要件の一つが、倫理委員会での審査とその承認である。ガイドラインに従って行われる外科手術手技研修は、「解剖」の範疇であり、違法性はないという立場に立っている。

多くの(ほとんどの)解剖学者の見解

○ガイドラインに対する解剖学会の見解(2012.08.23)

3. 解剖学会としての留意点

(1)「解剖」の範疇について

外科手術手技研修が「解剖」の範疇にあるかは、外科手術手技研修のガイドライン作成に関して基本的な問題点として議論のあったところである。実際、この問題点を克服

ガイドラインに従ったCSTは、死体解剖保存法の「解剖」の範疇

→だから違法性はない、適法だ、

CSTは死体解剖保存法の中で行われる行為だ

私達はこのような論拠でCSTに関与してきた

○ガイドラインに対する解剖学会の見解(2013.08.29)

3. 臨床解剖学教育・研究と倫理問題

ガイドラインで求めている重要な要件の一つが、倫理委員会での審査とその承認である。ガイドラインに従って行われる外科手術手技研修は、「解剖」の範疇であり、違法性はないという立場に立っている。

ところが、、、

献体されたご遺体を用いた医療機器開発等に関連する法律・指針等

- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン
- 臨床医学研究における遺体使用に関する提言
- 遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)
- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A
- 医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf

献体されたご遺体を用いた医療機器開発等に関連する法律・指針等

- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン
- 臨床医学研究における遺体使用に関する提言
- 遺体を用いた医療機器研究開発(R&D)の実施におけるリコメンデーション(勧告)
- 臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドラインに関する Q&A
- 医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス

- 死体解剖保存法(法律)
- 死体解剖保存法施行規則に関する件(通達)(厚生省→県知事)
- 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(献体法)(法律)
- 献体法に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令(省令)
- 刑法190条

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(ヒト倫理指針)
(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

(学会の指針等)

- 解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン(2015.04)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline_anatomy.pdf

- 令和3年度版(2021.12)

https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/guideline_2021.pdf



医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス

○医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス(2025.09.29)

<https://www.amed.go.jp/content/000148820.pdf>

・AMED令和5年度「医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業(医療機器等の開発・実用化促進のためのガイドライン策定事業)」の以下の採択課題により策定

公募枠: 医療機器等に関する新規開発ガイダンスの作成

課題名: 医療機器開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス策定

研究機関・代表者: 北海道大学・七戸俊明准教授

**カダバースタディーの定義
ご遺体を使用した研究**

・想定対象者

①研究に参加する各企業の関係者

②研究に参加するすべての医師・歯科医師、医・歯・理工・薬学系の研究者等

③解剖学教室の教職員、技術系職員、CSTセンター等の職員等

④大学の事務職員、倫理審査・利益相反・専門委員会の構成員等

・趣旨と目的

既存の法令やガイドライン等を遵守しつつ、1利益相反や研究成果、公益性に関する献体者やご遺族への十分な説明、2研究内容の公益性を担保するための各大学の倫理審査委員会への諮問、3利益相反状態の開示による透明性の確保、4研究成果の公表、の4点を必須要件とした、医療機器の研究開発におけるカダバースタディーの適正な実施手順の例を示す。

医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス

2.3. 留意点

医療機器の研究開発におけるカダバースタディーは、「死体損壊罪」（刑法第190条。4.5.参照）の構成要件に該当し得る行為であるが、その必要性や医療機器の研究開発におけるカダバースタディーが行われた具体的状況に照らし、社会的に見て相当と認められる行為は、「正当行為」（刑法第35条。4.5.参照）として違法性が阻却（そきやく：しりぞけること）され得る。

「正当行為」として違法性が阻却されるか否かについては、個別の案件ごとに判断されるものであるが、本ガイダンスは、医療機器の研究開発におけるカダバースタディーが「死体損壊罪」に問われる可能性を回避し得ると考えられる実施手順の例を示すことを試みたものである。少なくとも、本手順を遵守せずに行う医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに対する違法性の阻却は保証されないと考えられる。

なお、本手順を遵守したことのみをもって、すなわち当該個別案件に対する違法性の阻却が保証されるものではない。また、関連の法令等については、「4.5. 遵守すべき法令、ガイドライン等」を参照のこと（各法令等の解釈などに迷う場合には、所管まで問い合わせること）。

医療機器の研究開発におけるカダバースタディーに関するガイダンス

2.3. 留意点

医療機器の研究開発におけるカダバースタディーは、「死体損壊罪」（刑法第190条。4.5.参照）の構成要件に該当し得る行為であるが、その必要性や医療機器の研究開発におけるカダバースタディーが行われた具体的状況に照らし、社会的に見て相当と認められる行為は、「正当行為」

2.3. 留意点

医療機器の研究開発におけるカダバースタディーは、「死体損壊罪」（刑法第190条）の構成要件に該当し得る行為であるが、その必要性や医療機器の研究開発におけるカダバースタディーが行われた具体的状況に照らし、社会的に見て相当と認められる行為は、「正当行為」（刑法第35条）として違法性が阻却され得る。

なお、本手順を遵守したことのみをもって、すなわち当該個別案件に対する違法性の阻却が保証されるものではない。また、関連の法令等については、「4.5. 遵守すべき法令、ガイドライン等」を参照のこと（各法令等の解釈などに迷う場合には、所管まで問い合わせること）。

死体損壊罪(刑法190条)と正当行為(刑法35条)

○刑法第190条(死体損壊等：死体損壊罪)

死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

○刑法第35条(正当行為)

法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

違法性阻却事由と超法規的違法性阻却事由

※違法性阻却事由

- ・ 構成要件に該当する場合であっても例外的に違法性がないとされる要件
- ・ 刑法35条(正当行為)、36条(正当防衛)、37条(緊急避難)

→ 「正当性」「相当性」「許容性」を満たすことが肝要となる

外科手術であれば、以下の3要件により正当業務行為と捉えられる

- ①医学的必要性・正当性: 治療の目的が正当であり、必要なものであること
- ②方法の相当性: 標準的医療水準に適合し、手技判断が適切であること
- ③患者の同意(許容性): 説明に基づく、自由意志による同意が得られていること

※超法規的違法性阻却事由

- ・ 刑法35条(正当行為)に限定するとかなり狭い範囲に留まってしまう。社会的に正当行為に準ずると考えられる行為についても正当性を認め、違法性を阻却する

ディスカッションポイント 「ガイダンスの法的意義」

不適切な遺体使用のリスク

死体損壊罪

保護法益(法律が保護する利益):死者に対する社会的風俗としての宗教的感情

二重の敬虔感情

- ① 死者に対する敬虔感情
- ② 公衆の死者に対する敬虔感情

『ガイドライン』遵守は違法性阻却事由となり得るが、

実施内容がご遺族や公衆が持つ死者に対する感情と乖離すると、罰せられる可能性

刑事訴訟法:「誰でも、犯罪があると思うときは、告発をすることができる」



・カダバースタディーは「死体解剖保存法」の定める解剖(正常解剖)なのか？

→解剖ではない

カダバースタディーは、物理的損傷をご遺体に加える行為であり、死体損壊罪(刑法190条)でいう「損壊」に当たる行為であることから、正当行為(刑法35条)としてその違法性が阻却されない限り、本罪に問われる(告発される)可能性がある。(ガイダンス 9ページ、一部改変)

本ガイダンスの意義: 正当行為が成立し得る実務条件の具体化

医療機器開発におけるカダバースタディー: 法的整理

死体損壊罪 (刑法190条): 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

保護法益 (法律が保護する利益): 「死者に対する社会的風俗としての宗教的感情」とされる

正当行為 (刑法35条): **法令** 又は **正当な業務** による行為は、罰しない。

解剖 (法的な定義なし)

死体解剖保存法

解剖の定義: 記載なし
目的: 公衆衛生の向上、医学の教育・研究に資すること

系統(正常)解剖

病理解剖

法理解剖

解剖の種類と資格、実施基準を定める

様々な「解剖」

- ・医学研究目的に細胞や組織を採取する「解剖」
- ・臨床医が解剖学的知識を得るための「臨床解剖」
- ・歴史学・人類学のためのミラの「解剖」

正当行為

行政が「解剖ではない」とする、献体を使用した教育・研究

CST

ご遺体を使用した医療機器開発

死体解剖保存法の系統解剖に準拠し、**倫理指針、ガイドライン・ガイド** **ンス** 等を遵守して行う

医療機器開発におけるカダバースタディー: 法的整理

死体損壊罪 (刑法190条): 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

保護法益 (法律が保護する利益): 「死者に対する社会的風俗としての宗教的感情」とされる

正当行為 (刑法35条): **法令** 又は **正当な業務** による行為は、罰しない。

解剖 (法的な定義なし)

▪ CST

▪ ご遺体を用いた医療機器開発研究

→ いずれも **死体解剖保存法の**

「解剖」には該当しない

死体解剖保存法の「外」で

行われるもの

というのが、法律家の見解だそうです

正当行為

行政が「解剖ではない」とする、**献体**を使用した教育・研究

CST

ご遺体を使用した医療機器開発

死体解剖保存法の系統解剖に準拠し、**倫理指針、ガイドライン・ガイド**等遵守して行う

CSTが死体解剖保存法の「解剖」でないなら...

○刑法第190条(死体損壊等：死体損壊罪)

死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

○刑法第35条(正当行為)

法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

ガイドラインとヒト倫理指針を満たさないCSTは

「正当性」「相当性」「許容性」を満たしているとは判断されず、

違法性が阻却されない可能性が高まる

我々はこれまで以上にガイドラインとヒト倫理指針を遵守する必要がある

まとめ

- 外部評価に備え、解剖体管理情報9項目を整備しましょう
- 解剖体を用いた教育においても、
各種倫理指針を遵守しましょう
- 少数の破格例の報告以外の研究は、
全て倫理審査・オプトアウトが必要です
- 「CSTは死体解剖保存法の外」である可能性を想定し
「正当性」「相当性」「許容性」確保のため、
ガイドライン・ヒト倫理指針を必ず遵守しましょう

CSTの基盤となる法的論拠と 遵守が求められる倫理及び行動規範

本講演のスライドは、以下のHPからダウンロード可能です：

<https://www7.kmu.ac.jp/kmucca/>



Google検索で「関西医大」「解剖」から「解剖学」を選択、
そこから臨床解剖教育研究センターのHPへ飛んで下さい

演題発表に関連し、発表者らに開示すべき
利益相反関係にある企業などはありません